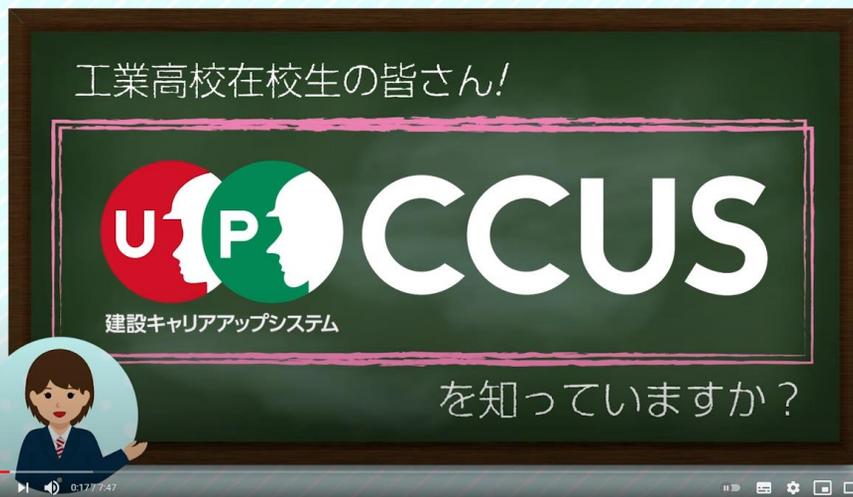


## 高校生向け動画「CCUSを知っていますか」をアップロードしました

- CCUSについて若い世代（主に高校生）に知って頂くためのアニメーション動画「CCUSを知っていますか」を、YouTubeのCCUSチャンネルにアップしました。工業高校生の男女二人が、建設会社に就職後、在学中に取得した資格等を活かしキャリアアップしていく過程や若い職人がゴールドカードを目指しつつ仕事に励む様子を紹介しています。
- 企業や業界団体が開催するイベントや各種説明会において、若い世代や父兄の方々にCCUSを紹介していただく際には是非ご活用ください。
- また、現場のデジタルサイネージ等で上映しやすい3分間のCCUS概要動画「建設キャリアアップシステム」及び「CCUS（建設キャリアアップシステム）を知っていますか？」（約4分半）も併せてご活用いただけると幸いです。
- YouTubeのCCUSチャンネルでは、今後、CCUS関連の情報提供やCCUSを積極的に導入している企業の紹介などに積極的に取り組んで参りますので是非、チャンネル登録をお願いいたします。



CCUSチャンネル一般財団法人 建設業振興基金  
チャンネル登録者数 368人



CCUS 3分間動画



CCUS（建設キャリアアップシステム）を知っています...

### トピック

CCUS技能者登録者数が60万人を超えました。

令和3年7月末現在の技能者登録数632,633、事業者登録数126,256



## CCUSのホームページをリニューアルしました

令和3年9月より、CCUSのホームページを使いやすく、分かりやすいように改修しました！



【新ホームページの URL】

「トップページ」

<https://www.ccus.jp/>

「CCUS について」

<https://www.ccus.jp/p/about>

「登録する」

<https://www.ccus.jp/p/application>

「CCUSを使う」

<https://www.ccus.jp/p/workflow>

「各種資料」

<https://www.ccus.jp/p/info>

「説明会・サポート」

<https://www.ccus.jp/p/support-top>

「FAQ（よくあるご質問）」

<https://secure.okbiz.okwave.jp/faq-ccus/>

よくあるご質問の  
回答をFAQから  
検索できます！

「FAQ（よくあるご質問）」  
については、キーワード  
で検索できるようになって  
います。お問合せの前に  
FAQをご覧くださいと、  
解決できることもあります  
のでぜひご利用ください。

FAQの使い方はこちら↓  
[https://www.ccus.jp/attach  
ments/show/6153c517-  
53f4-47df-9842-  
d8eb6fab59e](https://www.ccus.jp/attachments/show/6153c517-53f4-47df-9842-d8eb6fab59e)

↓お問合せが多い各種情報の入口を整理しました。ブックマークするなど、是非ご利用ください↓

### インターネット申請ガイドス※申請前にご一読ください。

インターネットから事業者登録・技能者登録の申請を行う際の手引きです。

○事業者登録編 [https://www.ccus.jp/p/support#inta\\_jigyousya](https://www.ccus.jp/p/support#inta_jigyousya)

○技能者登録編 [https://www.ccus.jp/p/support#inta\\_ginousya](https://www.ccus.jp/p/support#inta_ginousya)

登録申請事務を行うには… 事業者登録・技能者登録の申請方法を動画で解説しています。

※テキストは、各動画の概要欄にダウンロード用URLを掲載しています。

【事業者申請】①→②の順にご視聴ください。

①事業者本人申請 <https://youtu.be/VkcpfTLOl6k>

②事業者代行申請 <https://youtu.be/dyzy-UXaKEk>

【技能者申請】③→④の順にご視聴ください。

③技能者本人申請 <https://youtu.be/3M9RRm2Csqw>

④技能者代行申請 <https://youtu.be/Lz1o38CjpaI>

証明書類見本一覧 事業者登録・技能者登録それぞれに必要な証明書類の見本です。

○事業者編 <https://www.ccus.jp/attachments/show/6000d6e0-43ac-4141-854c-fa4f6fab59e>

○技能者編 <https://www.ccus.jp/attachments/show/6000d720-2a88-4768-add2-faaf6fab59e>

QRコードはこちら



技能者ご利用ガイドス 技能者の情報をまとめています。

<https://www.ccus.jp/attachments/show/5ffd6786-8338-46ce-ad55-72856fab59e>

現場運用に関する情報やCCUSの最新ニュースなどは、「CCUSチャンネル」に動画をUPしています。

<https://www.youtube.com/channel/UCtR75Ei3m5xjr3onoH9iOLw> チャンネル登録もお願いします！

### CCUSサテライト説明会動画（限定公開中）※最新版

システムの概要から、登録、運用までの全体の流れについての説明をご都合のよろしいお時間にご視聴いただけます。

○概要・登録編 <https://youtu.be/5Bi9Sci5Iim>

○運用編 <https://youtu.be/VeBnB82TPfc>

【ご注意を！】「申請したけどなかなか登録されない」「何の返事も来ない」という場合には、お問い合わせの前に、申請に使用したメールアドレス宛に連絡メールが届いていないか、今一度、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。



## 行政書士によるCCUS代行申請が始まります

CCUSの登録申請をする方の負担を軽減するため、行政書士によるCCUS代行申請が始まります。

- 「CCUS技能者アンケート」(2021年10月～11月実施)において、「CCUSの登録方法を簡単にする。登録サポートの充実」を求める声が多く寄せられました。
- 行政書士は、中小零細建設企業の約7割の許可・経審のサポートを行っており、またCCUSに関する相談も数多く受けていることから、**行政書士によるCCUS代行申請を令和4年2月から開始**することになりました。
- 円滑な代行申請やCCUS運用支援の充実を図るため、行政書士を対象とする**講習を実施し、修了者を「CCUS登録行政書士」としてCCUSのホームページで令和4年4月から公表**します。
- CCUSユーザーの身近な存在であるCCUS登録行政書士をネットワーク化し、継続的な情報提供等を行うことにより、CCUS利用者へのサービス向上を目指して参ります。

## CCUS認定アドバイザーの拡充について

令和3年5月に事業が開始された、CCUS認定アドバイザーが令和4年1月末現在、174名のアドバイザーが活躍しており、114名の方がホームページに掲載され、一般からの相談に対応して頂いています。CCUSホームページの、「説明会・サポート」からお入り頂き、CCUS認定アドバイザー欄をご参照ください。

QRコードはこちら



現場運用に関する情報やCCUSの最新ニュースなどは、「**CCUSチャンネル**」に動画をUPしています。  
<https://www.youtube.com/channel/UctR75Ei3m5xjr3onoH9iOLw> **チャンネル登録もお願いします！**

### CCUSサテライト説明会動画（限定公開中）※最新版

システムの概要から、登録、運用までの全体の流れについての説明をご都合のよろしいお時間にご視聴いただけます。

○概要・登録編 <https://youtu.be/5Bi9Scj5IIM> ○運用編 <https://youtu.be/VeBnB82TPfc>

**【ご注意を！】「申請したけどなかなか登録されない」「何の返事も来ない」という場合には、お問い合わせの前に、申請に使用したメールアドレス宛に連絡メールが届いていないか、今一度、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。**



## CCUS登録業務の改善を進めています

- A) FAQ(よくあるご質問)の内容を充実し、カテゴリー分類をわかりやすくし、FAQ早見表(6割以上のご質問への回答)を公開するなど、より使いやすいFAQへの改善を進めて参ります。
- B) お問い合わせフォームによる問い合わせの際に、ユーザーが状況を選択し自己解決を支援したり、お問い合わせ内容を明確にするためのドリルダウン方式のFAQを参照できるようにするなど、お問い合わせフォームの改善を進め、回答までの時間を大幅に短縮しました。
- C) 申請から登録までの時間が短縮されています。令和3年10月比で、事業者登録で約2/3に、技能者登録で約1/5になっています。(審査期間は申請数に比例する部分もありますが、再申請の際の修正のお願いなどを工夫しました。)
- D) 認定登録機関での申請に必要な事業者登録・技能者登録の申請書がダウンロードできるようになり、事前の申請準備が可能になりました。CCUSホームページ(下記のURL)からダウンロードし、プリント(必ず片面印刷・単色でも可)してご使用いただけます。URL:<https://www.ccus.jp/p/application>  
技能者登録料は、認定登録機関に備え付けの専用払込票(コンビニ払い)にて事前にお支払いください。※払込票の取り扱いについては、申請する認定登録機関にお問い合わせ下さい。  
なお、認定登録機関で申請書の交付を受けることも可能です。

## CCUS申請サポート、ユーザーサポートの拡充について

- CCUSについての相談ができるアドバイザーが増えています  
CCUSに関する一般ユーザーからの相談に対応しているCCUS認定アドバイザーが3月で220名になりました。登録や運用でお困りのことがございましたら問い合わせみてください。CCUSホームページの、「説明会・サポート」からCCUS認定アドバイザー欄をご参照ください。
- 行政書士による代行申請が始まります  
令和4年2月から代行申請を行うための行政書士のID取得が可能となり、4月からCCUSの登録等についての講習を受講した行政書士を「CCUS登録行政書士」としてホームページの掲載する予定です。是非ご活用ください。
- ユーザーサポート動画を充実しました  
利用方法のポイント解説動画31本、サテライト説明会動画2本を公開しました。「説明会・サポート」からサテライト説明会欄をご参照ください。

### CCUS教育用動画（研修用動画）

元請事業者や下請事業者、現場監督、技能者それぞれの立場に必要なポイントを解説しています。<https://www.ccus.jp/attachments/show/62034d99-2148-41f4-a737-262d6fabc59e>

【ご注意を！】「申請したけどなかなか登録されない」「何の返事も来ない」という場合には、お問い合わせの前に、申請に使用したメールアドレス宛に連絡メールが届いていないか、今一度、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。



## 高卒新規求人においてCCUSの登録状況が確認されます

- 令和3年度より、ハローワークにおける求人・求職について、CCUSの周知、登録事業者への応募勧奨、CCUS登録の求人票への記載の助言が、国土交通省と厚生労働省の協力のもと推進されています。
- 令和4年の高校新規学卒求人において、これまでの工業高校や建設業への入職者がいた進路多様校へのCCUSの周知の促進を踏まえ、一般求人同様に求人票の特記事項欄にCCUSの登録状況等を記載を推奨する旨の厚生労働省の通知が発出されました。
- これを受けて、CCUSに登録している事業者が高卒新規学卒求人を行う際には、必ずCCUSの登録状況やCCUSUを活用した担い手確保の取組について以下記載例を参考にされ記載をお願いします。また、求人企業向けの周知チラシを添付しますので、団体内で共有をお願いいたします。

### 【建記載例】

- ・建設キャリアアップシステム登録事業者です。
- ・CCUSに登録し、技能者の処遇改善に努めています。
- ・CCUS能力評価レベルに応じ、技能者を適正に評価し処遇改善を図っています。
- ・施工能力等の見える化評価で「★4つ」取得しています。

## CCUS申請サポート、ユーザーサポートの拡充について

- CCUSについての相談ができるアドバイザーが増えています  
CCUSに関する一般ユーザーからの相談に対応しているCCUS認定アドバイザーが5月で269名になりました。登録や運用でお困りのことがございましたらCCUSホームページの、「説明会・サポート」からCCUS認定アドバイザー名簿に登載されているアドバイザーをご活用ください。（相談は無料で行えます。）
- 行政書士による代行申請が始まりました  
「CCUS登録行政書士」による代行申請が始まっています。ホームページの「説明会・サポート」から入って頂き、CCUS登録行政書名簿をご活用ください。地方部では数が限られることから、行政書士会連合会と連携し登録者の確保に努めて参ります。

### CCUS教育用動画（研修用動画）

元請事業者や下請事業者、現場監督、技能者それぞれの立場で必要なポイントを解説しています。<https://www.ccus.jp/attachments/show/62034d99-2148-41f4-a737-262d6fab59e>

【ご注意を！】「申請したけどなかなか登録されない」「何の返事も来ない」という場合には、お問い合わせの前に、申請に使用したメールアドレス宛に連絡メールが届いていないか、今一度、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。



高校新規学卒者を採用したい建設事業者の皆さん



# 建設キャリアアップシステム

Construction Career Up System

の登録はお済みですか？

## 建設現場で働く若手が求めることトップ3

第1位 週休2日制の推進

第2位 仕事が年間を通じてあること

第3位 能力や資格を反映した賃金

厚生労働省「R.2 建設業における雇用管理状況把握実態調査」より作成

### 建設キャリアアップシステム（CCUS）は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。

令和4年度より、高校新規学卒求人の求人票の特記事項欄にCCUS登録事業者はその旨記載が推奨されています。

詳しくは裏面へ



## CCUSに登録して、現場に設置されたカードリーダーなどにタッチや顔認証するだけ!!

### システムへの登録

登録すると、CCUSカードが交付されます。



### 現場での読み取り

現場に設置されたカードリーダーなどでCCUSカードを読み取ります。



### 就業履歴の登録

CCUSに就業履歴が登録されます。



## CCUSに登録された情報をもとにレベルを評価

CCUSに登録された就業履歴と資格によりカードの色がレベルがアップします。



初級技能者 (見習い)



中堅技能者 (一人前)

〇〇技能講習

経験年数 〇年



職長として現場に従事できる者

班長経験 □年

1級□□技能士

経験年数 □年



高度なマネジメント能力を有する者 (登録基幹技能者等)

職長経験 ★年

登録基幹技能者

経験年数 ★年

### point

- ・技能と経験によりカードの種類がステップアップ
- ・カードの種類に応じた賃金の支払に向けた取組が進められています。



**重要!**  
求人票の特記事項欄には、CCUS等の登録や取組み状況を記載願います

4. 選考	受付期間 9月5日 ~ 9月11日	選考日 ⑱	9月16日 以降随時	抽籤志願 可 (令和2年10月1日以降)	選考結果 面接後 7日以内
応募	既卒応募 可 (卒業後概ね 3年以内)	入社日 (既卒者等の入社日) 随時	(赴任旅費) あり	応募前 職場見学 ⑲	補足事項欄参照
	高校中退者応募 可			選考 ⑳	面接 適性検査 その他 〇〇テスト、△△試験
選考場所	〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-×-×			学科試験 〔一般常識 英語 数学 英語 社会 理科 作文 その他〕	
担当者 役職名	人事総務課 リーダー	氏名	モリウラ アスコ 厚房 安子	試験方法 (選考旅費) あり・有七	
電話番号	03-9999-9876	内線	[ ]	FAX	99-9999-9878
メール					

5. 補足事項・特記事項 ㉑	<p>【建記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設キャリアアップシステム登録事業者です。</li> <li>・CCUSに登録し、技能者の処遇改善に努めています。</li> <li>・CCUS能力評価レベルに応じ、技能者を適正に評価し処遇改善を図っています。</li> <li>・施工能力等の見える化評価で「★4つ」取得しています。</li> </ul>	<p>かか 求人 条件 特記 事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別に支払われる手当について 資格手当：当社の定める資格を保有している場合 勤労手当：欠勤がなかった場合 ・選考旅費は上限50000円まで</li> </ul>
----------------	---	--

## CCUSサポートマップによる情報提供を始めました

- 令和4年7月末現在、CCUSへの登録や運用を支援する認定登録機関は234機関、CCUS認定アドバイザー322名及びCCUS登録行政書士は590名が活動しています。各々の連絡先等が記された一覧は、CCUSのホームページの「説明会・サポート」のページや認定登録機関のページに掲載されていますが、この度、これらを地図上に表示し、ユーザの所在地に身近なサポート体制を確認いただけるようにしました。
- 地図への表記を希望しない方もいる関係で、地図上への表示は一覧の情報より少なくなっておりますが、どこが一番近いかや一覧には掲載していない情報も載っているものもありますので、参考にさせていただけると幸いです。
- 使い方は簡単、CCUSのホームページの一番下にある、サポートマップのバナーをクリックして頂くだけです。是非ご利用ください。



## CCUS登録技能者向け特典情報の提供開始

- CCUSは技能者の処遇改善に向けた取り組みですが、カードを持つことによるメリットを実感して頂くことも重要と考えています。
- CCUS登録技能者を応援・サポートする目的で特典を提供して頂ける企業等による申し出をとりまとめ、技能者に直接お届けするとともにCCUSのホームページ等において情報提供を行います。（資格取得講座3万円引き、カーリース契約で15万円キャッシュバック、カード提示でドリンク1杯無料等）
- 建設技能者に特典を提供して頂ける企業等を随時受け付けます。詳しくは、ホームページのお知らせをご覧ください。  
CCUS登録技能者特典提供係：070-1599-2140  
[ccus-million@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:ccus-million@kensetsu-kikin.or.jp)までお問い合わせ願います。

### CCUS教育用動画（研修用動画）

元請事業者や下請事業者、現場監督、技能者それぞれの立場に必要なポイントを解説しています。<https://www.ccus.jp/attachments/show/62034d99-2148-41f4-a737-262d6fabc59e>

【ご注意を！】「申請したけどなかなか登録されない」「何の返事も来ない」という場合には、お問い合わせの前に、申請に使用したメールアドレス宛に連絡メールが届いていないか、今一度、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。



## 現場にCCUS応援自販機の設置が始まりました

株式会社鴻池組の現場でCCUSカードをタッチすると飲料が無償提供される機能を持つ自動販売機（名称：「CCUS応援自販機」）を現場に設置することとしました。

このCCUS応援自販機は、鴻池組がサントリービバレッジソリューション株式会社に協力を仰ぎ、サントリーの自動販売機独自のシステムを活用し開発したものです。一定基準（工期2年以上、月平均800本以上の売り上げ見込み）を満たせば、広く活用可能です。

この取り組みは、現場入場者のCCUSカードタッチ率を上げるためのCCUS登録技能者への元請独自のメリット提供及びCCUS未登録者の登録促進を図ることを目的としています。

建設業振興基金では、こうした現場に設置される自動販売機を活用したCCUSの普及のための取り組みを「CCUS応援自販機」として広く普及していくことを目指しています。



## CCUS登録技能者向け特典情報追加情報

- CCUS登録技能者向けの特典提供が始まりました。
- 現在、提供されている特典は以下のとおりです。
  - ① ワークマン松江店（タオルプレゼント） ☎690-0883 松江市北田町257番地
  - ② Bar七曲署（ドリンクサービス） ☎104-0061 中央区銀座7-8-1 丸吉ビル 4F
  - ③ **New** 鉄板焼エキ（ドリンクサービス） ☎612-8421 京都市伏見区竹田桶ノ井町18-76
  - ④ **New** 山田土地建物（仲介手数料料割引） ☎422-8043 静岡市駿河区中田本町28-12
  - ⑤ **New** 舶来屋（ドリンクサービス） ☎155-0031 世田谷区北沢2-31-1
  - ⑥ **New** 岡高志行政書士事務所（無料相談） ☎145-0061 大田区石川町2-16-8-302
- 10月以降提供される特典については、9月20日にCCUSのホームページの下段に技能者特典コーナーのバナーを設け、一覧及び詳細情報を掲載予定です。

- **特典提供のお申し出は以下にお願いします。**

CCUS登録技能者特典提供係：070-1599-2140

[ccus-million@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:ccus-million@kensetsu-kikin.or.jp)

**YouTube CCUSチャンネル（チャンネル登録して頂くと最新動画情報が届き便利）**

CCUSに関する最新情報から申請のコツ、現場運用の解説など幅広く紹介しています。ご活用ください。<https://www.youtube.com/channel/UCtR75Ei3m5xjr3onoH9iOLw/featured>

**【ご注意を！】「申請したけどなかなか登録されない」「何の返事も来ない」という場合には、お問い合わせの前に、申請に使用したメールアドレス宛に連絡メールが届いていないか、今一度、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。**



## CCUS登録技能者が100万人を突破しました<\_>

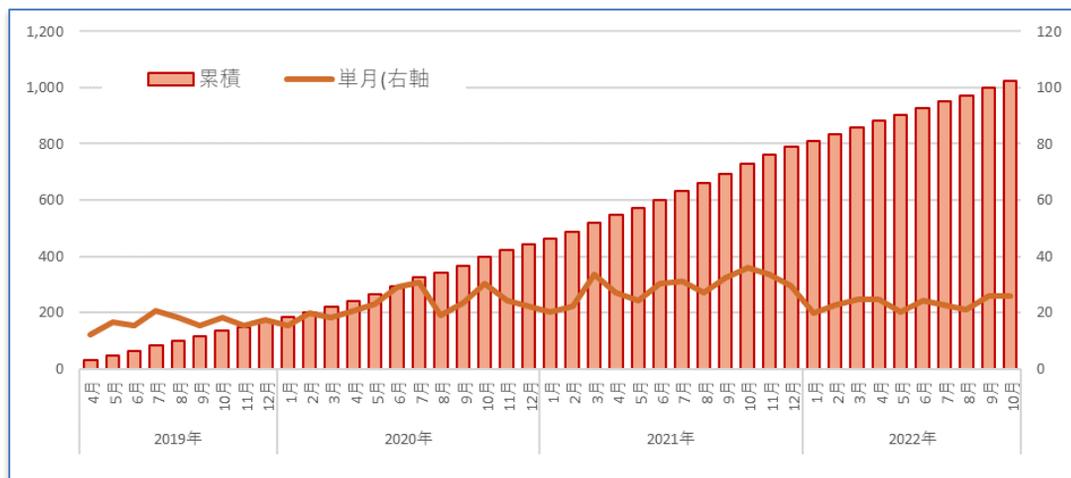
2019年4月に本格稼働が始まったCCUSですが、この10月末の時点で技能者登録数が1,024,269人となり100万人を突破いたしました。

これを受け、斉藤鉄夫国土交通大臣が11月15日の閣議後定例会見でコメントしました。

●国土交通大臣コメント「今、大変厳しい状況にある中、職人さんたちが誇りをもって働く現場を作っていきたい。そういう意味でこのCCUSは何としても成功させたいと思っています。(抜粋)」全文は、以下でご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin221115.html>

早期に次なる100万人突破のご報告ができるよう努力して参りますので、引き続きご支援賜りますようお願いいたします。



## CCUSカードリーダーのモニター募集

～新規登録した元請事業者にカードリーダーを無償貸与いたします～

(一財)建設業振興基金は、新規にCCUS事業者登録した元請企業を対象にカードリーダーを無償で貸与し、実際に現場で利用していただくモニターを募集いたします。

1.募集期間：2022年12月1日(木)～2023年3月20日(月)まで。

但し、期間中に募集数(2,000社)に到達した時点で終了します

2.対象者：募集期間内に新規に事業者登録し、かつ、現場登録を行った元請会社

3.募集数：2,000社

4.カードリーダーの種類：①パソコン活用型 (Windowsのみ対応) → 700台

②iPhone/iPad活用・ロギング機能活用型 → 1,300台

詳しくはこちら ([637f1cfa-3948-4dcb-8bf4-517ac0a8081b \(ccus.jp\)](https://637f1cfa-3948-4dcb-8bf4-517ac0a8081b.ccus.jp)) から。



技能者特典  
コーナー

CCUS応援団による特典が徐々に増加中です。  
(<https://www.ccus.jp/p/benefits>)で検索してください。

【ご注意を！】「申請したけどなかなか登録されない」「何の返事も来ない」という場合には、お問い合わせの前に、申請に使用したメールアドレス宛に連絡メールが届いていないか、今一度、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。



## CCUS応援団事業者特典が始まりました



**事業者特典** 特典提供エントリーもこちらから!

登録技能者向けの特典に加え、CCUS登録事業者向けの特典提供が2月20日から始まりました。詳しくは、CCUSホームページの「最新情報」、又はホームページの下段にある「事業者特典コーナー」([https://www.ccus.jp/p/bp\\_benefits](https://www.ccus.jp/p/bp_benefits))のバナーをクリックいただくか、「CCUS登録事業者特典」で検索願います。

●主な特典は、以下のとおりです。(順不同)

【CCUS関連セミナーの開催】三井住友海上火災保険(株)

【無料オンライン講座の受講】(株)建築資料研究社/日建学院

【口座振込代行サービス利用料の優遇】(株)クレディセゾン

【電動工具利用安全講習会の開催】(株)工機ホールディングスジャパン

【新聞購読料サービス】(株)建通新聞社

【CCUS代行申請料金サービス他】(株)FIRST、わたべ行政書士事務所、山口特許事務所、サントリービバレッジソリューション(株)、三井住友海上火災保険(株)

## CCUS応援自販機の広がりについて

「現場の自販機でCCUSカードをタッチしたら缶コーヒーが飲めたら良いのに!」との声を叶えるべく、CCUSとサントリーで始まった『CCUS応援自販機』が徐々に広がっています。令和5年2月現在、茨城、千葉、東京、神奈川、三重、大阪、兵庫、宮崎の12現場で、元請事業者の負担により稼働しています。

現場で見かけたら、CCUSカードのタッチでのどを潤したら、所長に一声「ありがとう」とお願いします。

今後、更に広がるよう、元請事業者に働きかけて参ります。

CCUSの申請処理状況について(2023.2.19現在)

- ◆新規事業者登録:新規登録受付から登録完了(ID発行)まで最速5日、カード発行完了(送付期間を除く)まで最速11日。
- ◆新規事業者登録:申請受付から最速5日で審査完了し登録料のご案内。(登録料納付確認後の事業者ID発行となり、納付方法により確認に要する期間が異なります。)
- ◆お問い合わせフォームの回答:約7割が受付当日中に処理され、当日又は翌日に回答が送信されています。



(株)フジタ現場設置例



**技能者特典**  
**コーナー**

CCUS応援団による特典が続々増加中です。  
(<https://www.ccus.jp/p/benefits>)で検索してください。

【ご注意を!】「申請したけどなかなか登録されない」「何の返事も来ない」という場合には、お問い合わせの前に、申請に使用したメールアドレス宛に連絡メールが届いていないか、今一度、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。



SSUS登録・運用に向けた取組事例をご紹介します。

## 熊本県建設業協会14支部で登録会等を開催

CCUSの普及を加速する取り組みとして、地方整備局が制度概要を説明したうえで、CCUSの登録状況に応じて、登録済事業者には現場運用方法を説明する「現場運用体験会」を、未登録事業者には実際に登録申請を行っていただく「事業者登録会」を、熊本県建設業協会の全面的な協力のもと、同協会の全14支部において、昨年11月から本年3月に開催しました。計527名に参加いただき、熊本及び八代会場においては、県内の専門工事業者にも参加いただきました。今後、他の地域においても同様の取り組みを展開して参りたいと考えております。



### CCUS カードリーダーのモニター募集を延長

(一財)建設業振興基金は、新規にCCUS事業者登録した元請企業を対象にカードリーダーを無償で貸与し、実際に現場で利用していただくモニターを募集していましたが、募集期間を9月30日まで延長しましたので、奮ってご参加ください。

※期間中に募集数(2,000社)に到達した時点で終了します

## 京都府管工事工業協同組合における厚労省助成金の活用

京都府管工事工業協同組合では、厚生労働省の助成金(人材確保等支援助成金)を活用して、昨年10月から本年2月に「建設キャリアアップシステム普及促進事業 京都管工事モデル」を実施し、会員企業86社、技能者358名が登録されました。詳しくは、以下をご覧ください。

[https://www.youtube.com/watch?v=RNY6uBo\\_co&t=206s](https://www.youtube.com/watch?v=RNY6uBo_co&t=206s)

#### ■ 会員企業の登録状況

実施前	実施後
18.0% (24社/133社)	82.7% (110社/133社) <b>86社の増</b>

#### ■ 会員企業に所属する技能者の登録状況

→ 358名の技能者が新たに登録

建設キャリアアップシステムへの事業者登録料・技能者登録料を補助・申請手続サポートします。

当組合では、組合員の皆様の建設キャリアアップシステムへの事業者登録料(最大60,000円)及び技能者登録料(1名につき上限4,900円)の全額を補助いたします。また、希望される組合員におかれましては書類の作成・登録までをサポートさせていただきます。



CCUS応援団による特典が続々増加中です。  
(<https://www.ccus.jp/p/benefits>)で検索してください。

【ご注意を!】「申請したけどなかなか登録されない」「何の返事も来ない」という場合には、お問い合わせの前に、申請に使用したメールアドレス宛に連絡メールが届いていないか、今一度、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。

